

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市上八万コミュニティセンターの利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第8条	
連 絡 先	上八万まちづくり協議会（電話 668 - 6392）	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 （利用料金の減免の基準）</p> <p>第2条 条例第8条の規定により、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体（本市を除く。）が利用するとき。</p> <p>(3) 指定管理者が利用するとき。</p> <p>(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 国・県・市の行政関係、上八万まちづくり協議会の行う行事、別表1の団体が利用する場合は、利用料金を無料とする。</p> <p>2 上八万町民が半数以上しめる会、または会長・副会長が上八万町民である場合、別表2の団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。</p> <p>3 学童保育クラブが利用する場合は、利用料金を1/4とする。</p> <p>【別表1】</p> <p>上八万地区社会福祉協議会 上八万地区民生委員会 独居老人給食サービス</p> <p>上八万地区町内会連合会 上八万自治会 上八万環境保全協議会 上八万衛生組合</p> <p>上八万体育協会 上八万スポーツ少年団 上八万人権教育・啓発推進協議会</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日～5日（休日を除く）
	（設定しないものについてはその理由）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準	基準	<p> 上八万公民館 運営委員会 成人式 敬老会 高齢者教室 婦人学級 婦人ボランティア 上八万長寿会 水利組合 上八万婦人会 婦人防犯 更生保護婦人会 上八万消防団 婦人防火クラブ 上八万防犯協会 防犯協助力員 青少年補導員 上八万交通安全協会 青少年健全育成協議会 上八万幼稚園 上八万小学校 上八万中学校 各幼・小・中の出張PTA等（PTA各部会は除く） 上八万ふるさと会 上八万文化起こし委員会 上八万児童館 </p> <p> 【別表2】 体育協会の部会 スポーツ少年団の部会 各PTAの部会 各町内会の子供会クリスマス会等 </p>
------	----	---